

# 第7回審議会資料

平成27年6月26日

つくば市水道事業



— 目次 —

1. 審議概要 .....	1
2. 料金体系案の検討過程について.....	2
2-1. 検討過程 .....	2
(参考①)料金算定期間における料金収入の設定 .....	4
(参考②)現行の料金体系 .....	4
(参考③)逡増度について .....	5
2-2. 検討事項 .....	6
2-3. 標準料金の精査 .....	8
2-3-1. 現行の体系 .....	8
2-3-2. 標準料金の精査.....	8
2-4. 特殊料金の設定 .....	11
2-4-1. 現行の体系 .....	11
2-4-2. 改定後の料金体系の設定.....	11
3. 大口需要者へのアンケート調査結果.....	15

# 1. 審議概要

第7回審議会資料では第6回審議会で選定された標準料金体系を精査(端数処理)及び特殊料金を設定し、本審議会答申に掲載する料金体系案を検討します。

- ①標準料金の精査(端数精査)
- ②特殊料金の設定
- ③大口需要者へのアンケート調査結果

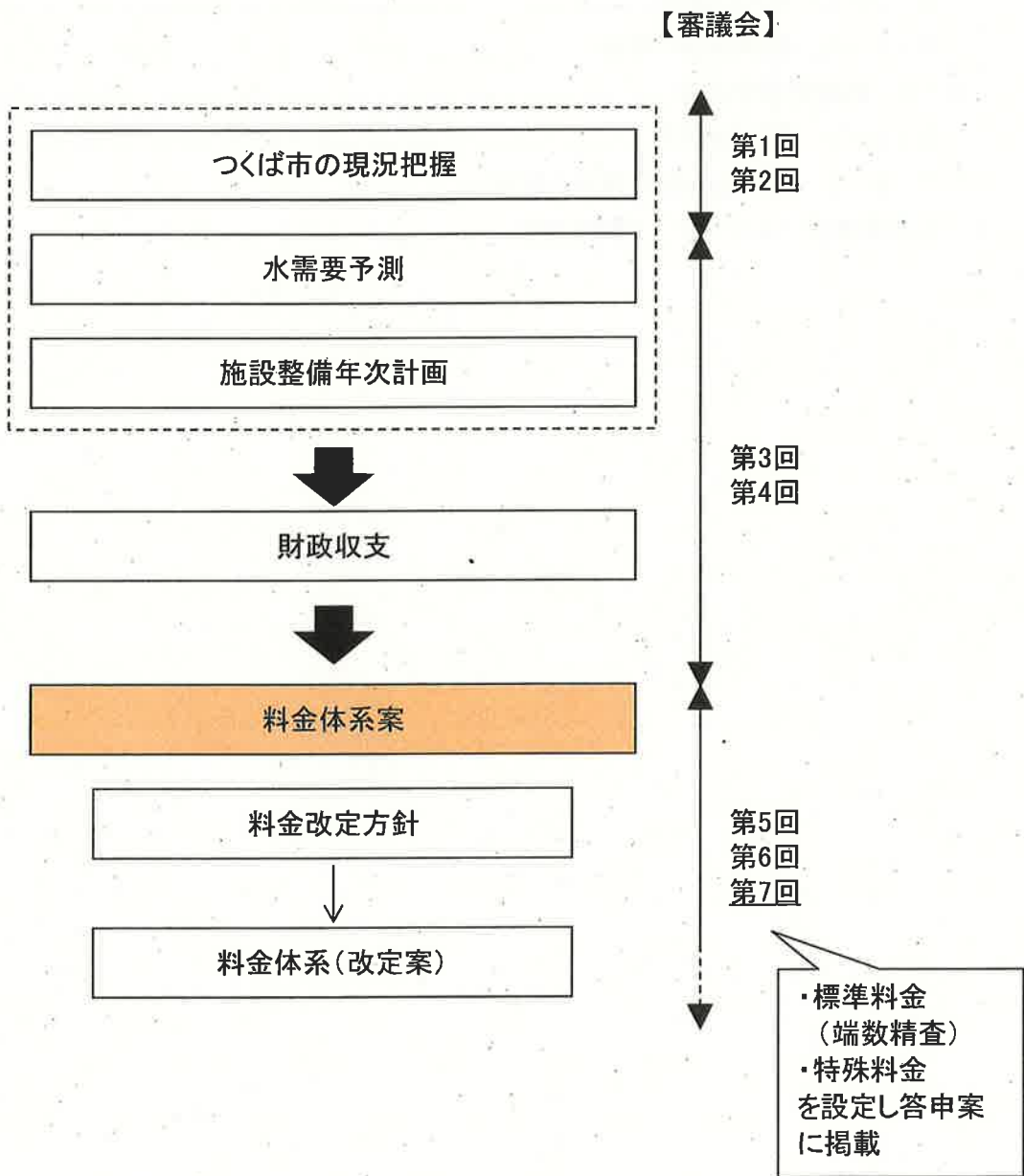


図 1-1. 検討フロー

## 2. 料金体系案の検討過程について

### 2-1. 検討過程

- ・ 第6回審議会までに行った、料金体系案に係る検討過程を以下に示します。

#### (1)前提条件

- 今後の総事業費は、190億円の施設整備事業を実施するものとし、38%の料金改定を実施する計画を基本とします。
- 平成27年度から平成35年度までの9年間で438億円の収入を得る体系への改定が必要となります。
- 水需要予測結果から、上記の料金を回収できるように、料金体系を改定します。

#### (2)改定方針

##### ①標準料金を対象として改定案を提示

- 対象者が給水戸数の約95%を占める標準料金を対象として料金改定案を示します。
- 福祉減免は廃止を視野に検討します。
- 特殊料金(臨時用、生活専用集合住宅、共同住宅の供用栓)の対象者は、標準料金の改定案を踏まえた体系に改定することとします。

##### ②現行の料金体系に基づいた改定

- 現行の料金体系(口径別の基本料金)に30.5%の改定率を乗じて、将来の必要収入を満たす基本料金を算定します。

##### ③基本水量制(比較検討案を作成)

- 現行の20m<sup>3</sup>/2ヵ月を基本に、対象水量を減少させた場合の体系を作成し、比較検討します。

##### ④逓増度(比較検討案を作成)

- 現行の逓増度1.8を基本に、増加させた場合の体系を作成し、比較検討します。

以上から、標準料金を対象とする料金体系案を複数ケース作成し、第5回及び第6回審議会での協議を行った結果、次頁に示す表2-1の体系案が選定されました。

表 2-1. 料金体系の改定案の検討結果(標準料金)

(税抜き)

基本料金(円/2ヶ月)	従量料金(円/m <sup>3</sup> )		
	区分	13-25mm	30-200mm
口径			
13mm	1 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	0.0	148.0
20mm	21 m <sup>3</sup> から 40 m <sup>3</sup> まで	148.0	148.0
25mm	41 m <sup>3</sup> から 80 m <sup>3</sup> まで	187.0	187.0
30mm	81 m <sup>3</sup> から 200 m <sup>3</sup> まで	225.0	225.0
40mm	201 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> まで	264.0	264.0
50mm	1,001 m <sup>3</sup> から	311.0	311.0
75mm			
100mm			
150mm			
200mm			

口径	9年間の件数 (件)	基本料金 (千円)	従量料金 (千円)	料金合計 (千円)	平均料金 (円/2ヶ月)	平均料金改定率 (%)
13mm	1,088,564	3,066,779	1,282,134	4,348,913	4,070	24%
20mm	3,265,823	11,920,254	8,259,348	20,179,602	6,179	33%
25mm	84,162	504,972	1,345,660	1,850,632	21,989	43%
30mm	16,930	132,562	920,643	1,053,205	62,209	47%
40mm	18,313	310,588	2,132,985	2,443,573	133,434	49%
50mm	10,207	372,862	2,162,538	2,535,400	248,398	49%
75mm	3,496	328,379	2,685,803	3,014,182	862,180	52%
100mm	1,404	293,057	2,645,615	2,938,672	2,093,072	51%
150mm	810	422,674	2,604,636	3,027,310	3,737,420	42%
200mm	216	214,153	2,402,557	2,616,710	12,114,399	58%
合計	4,469,925	17,566,280	26,441,919	44,008,199	9,845	35%

注) 平均料金改定率: 口径別平均料金を対象にした現行料金からの改定率

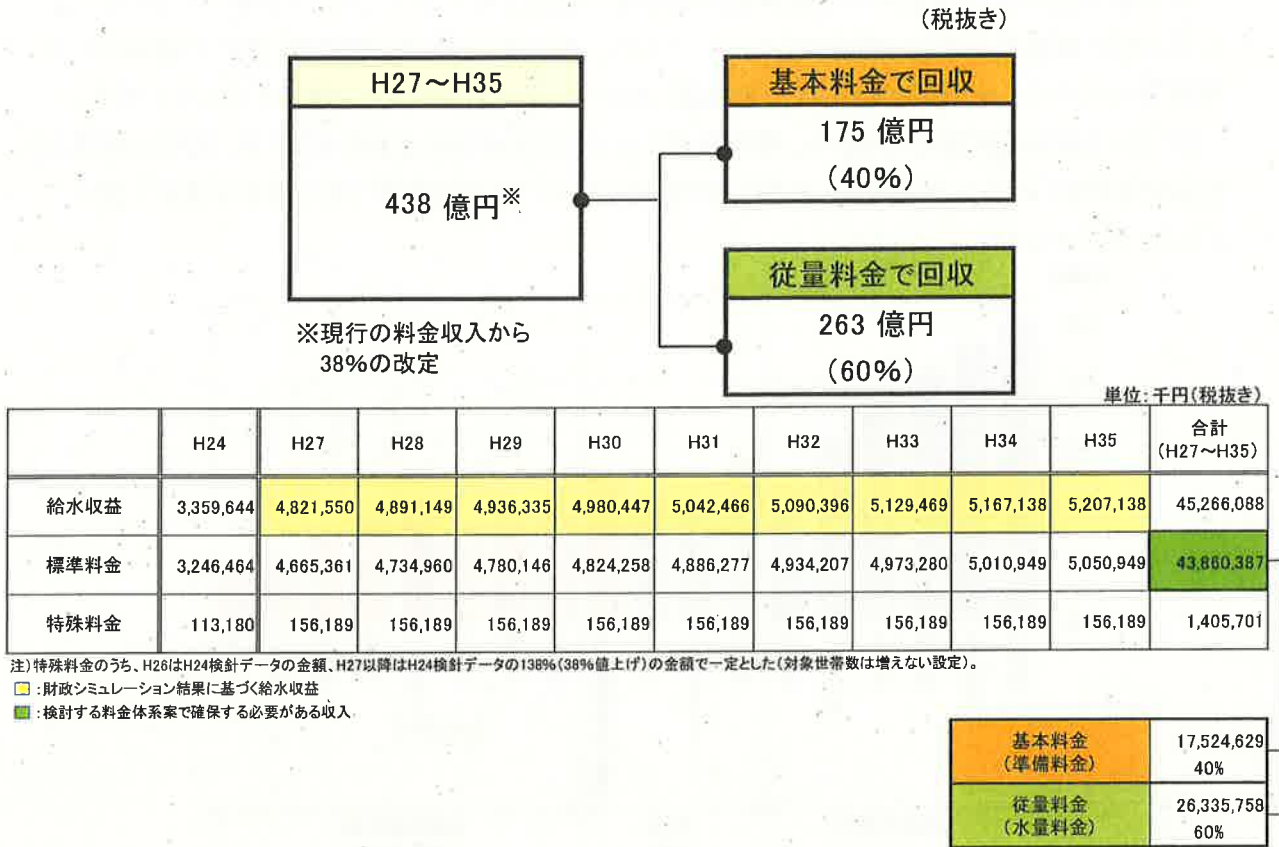
【設定概要】

- 基本料金 : 現行料金を一律 30.5%値上げ
- 基本水量制 : 有 (20m<sup>3</sup>/2ヶ月)
- 従量料金 : 逡増度を 2.1 (現行より大) として、現行料金を一律 34.1%値上げ

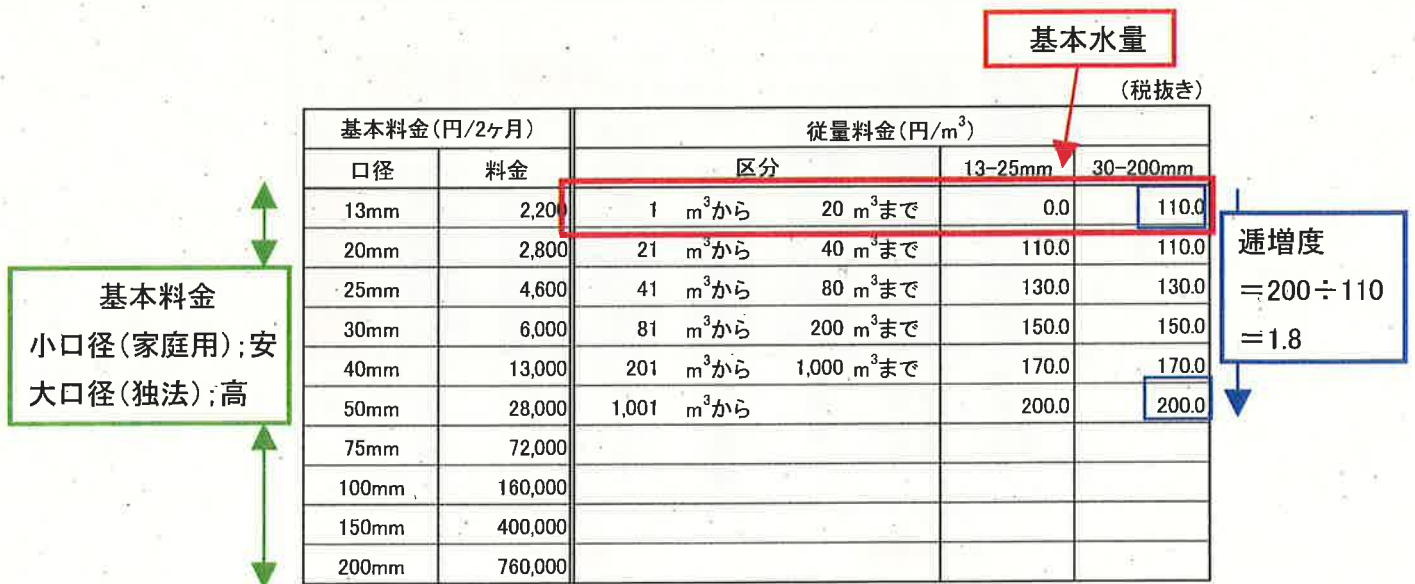
【改定結果・留意点】

- 逡増度は現行 1.8 よりも大きい 2.1 としたため、使用水量が少ない利用者の改定率を低くした体系となっている。
- 150mm は他の口径と比較して使用水量が多い利用者の割合が高いため、改定率が相対的に低くなっている。

(参考①) 料金算定期間における料金収入の設定



(参考②) 現行の料金体系



(参考③) 通増度について

政令指定都市及び茨城県の水道事業の通増度(平成25年4月1日現在)を図2-1に示します。大都市ほど通増度が大きい傾向にあります。これは、水を多く使用する利用者(主に工場等の大口需要者)が、少なく使う利用者(主に一般家庭)に比べて高い料金を支払う構造を示しています。

図2-2の用途別供給単価から、使用用途によって供給単価の差はありますが、臨時に使用される仮設用を除くすべての用途で、水道水を供給するために必要な費用である給水原価を下回っていることが分かります。

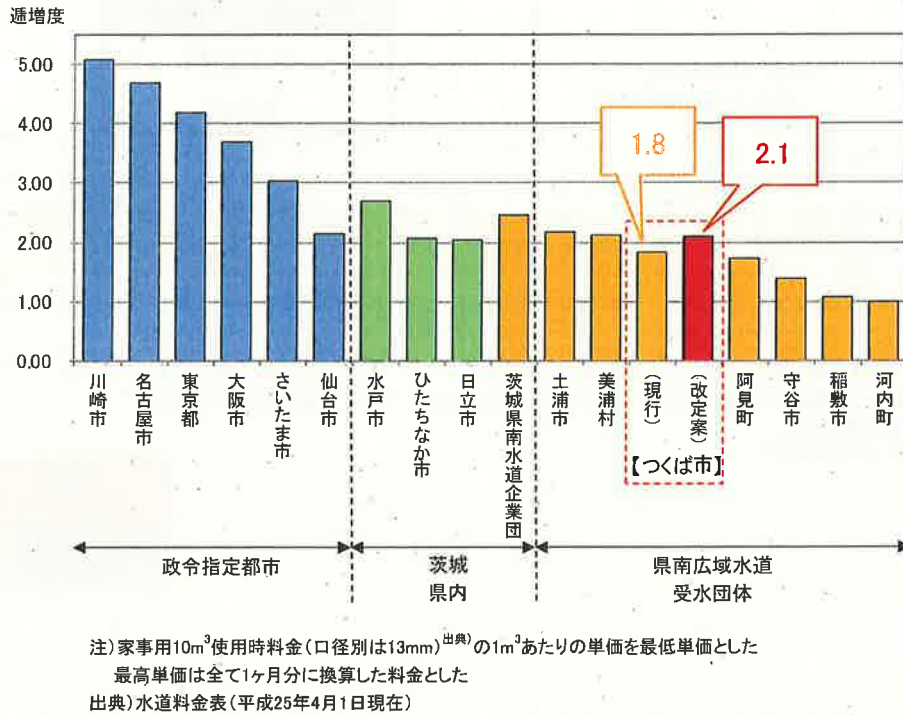
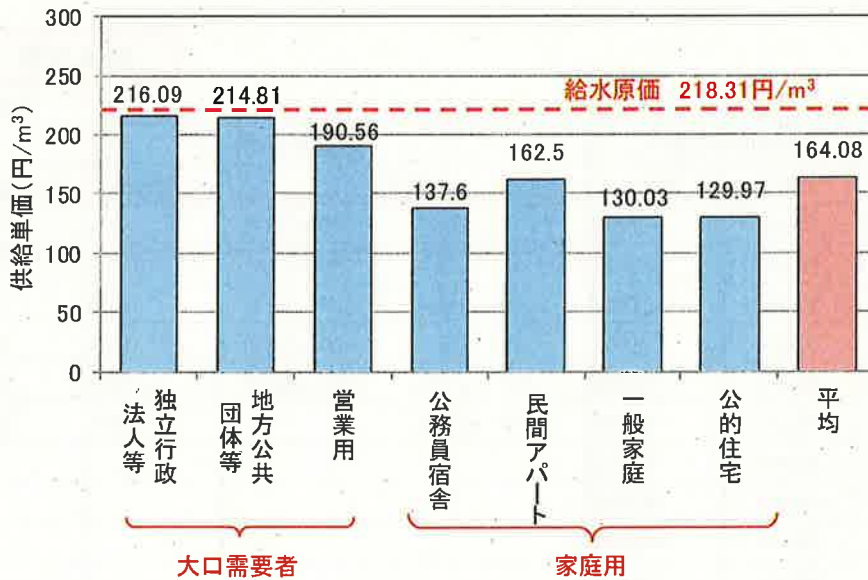


図 2-1. 全国及び茨城県内の水道事業の通増度(現行/第6回審議会)



注1) 平成25年度実績

注2) 供給単価: 1m<sup>3</sup>あたりの水道水の料金収入

注3) 給水原価: 1m<sup>3</sup>あたりの水道水を供給するために必要な費用

図 2-2. 用途別供給単価(現行)



## 2-2. 検討事項

前項で示した検討過程を踏まえ、本審議会の料金体系に係る検討は以下の2点です。

- ①標準料金の精査(端数精査)
- ②特殊料金の設定

### ①標準料金の端数調整

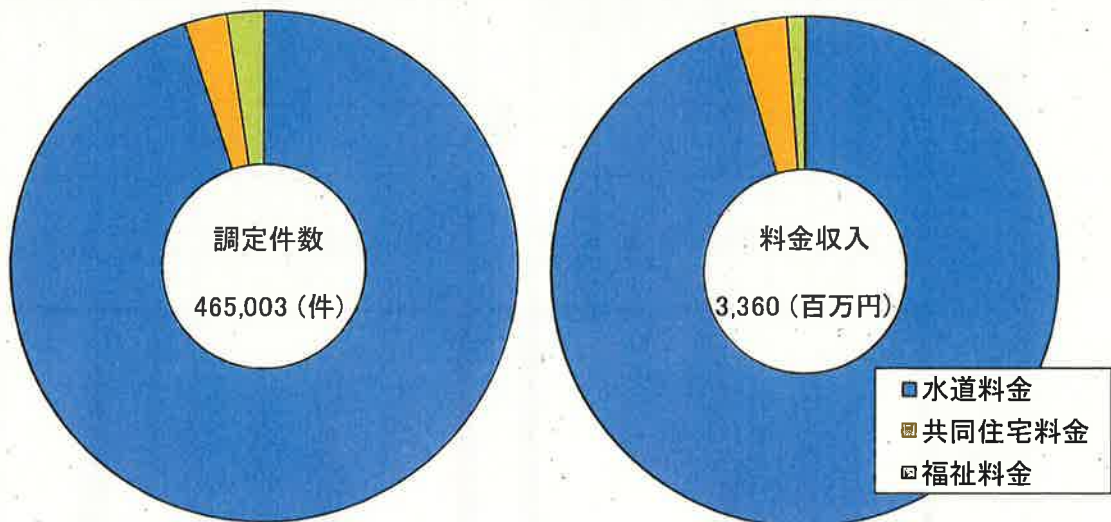
- ・ 第6回審議会で選定された標準料金体系は、シミュレーション上の数値であるため、実際にお客様が料金体系として活用しやすい形となるように、数値の端数精査を行います。
- ・ 精査後の料金が、必要な料金収入を満たすことを確認し、標準料金体系の最終案と位置づけます。

### ②特殊料金の設定

- ・ つくば市の水道料金表には、標準料金、特殊料金、福祉料金の体系が存在しています(表2-2参照)。
- ・ ここでは、臨時用の料金と特殊料金を対象に、①で設定した標準料金の最終案を踏まえて設定します。なお、福祉料金については、将来的に減免制度を廃止し、標準料金とする方向で検討します。

### (参考)

調定件数及び料金収入の割合で見ると、水道料金の99%以上である標準料金の対象は給水戸数全体の約95%と大部分を占めています(図2-3)。



注) 料金収入額は税抜き金額

図 2-3. 料金区分別の調定件数及び料金収入の割合(H24)

表 2-2. 水道料金表

区分	種別	基本料金		従量料金(使用水量1m <sup>3</sup> につき)					調定件数 (%)
		口径(mm)	金額(円)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
標準料金	水道料金	13	2,200	21~40m <sup>3</sup> 110円	41~80m <sup>3</sup> 130円	81~200m <sup>3</sup> 150円	201~1,000m <sup>3</sup> 170円	1,001m <sup>3</sup> ~ 200円	441,268 (94.9%)
		20	2,800						
		25	4,600						
		30	6,000						
		40	13,000						
		50	28,000						
		75	72,000						
		100	160,000						
		150	400,000						
		200	760,000						
臨時用			なし	使用水量1m <sup>3</sup> につき450円					
特殊料金	生活専用集合住宅	13	2,200	使用水量1m <sup>3</sup> につき115円					1,582 (0.3%)
		20	2,800						
		25	4,600						
		30	6,000						
		40	13,000						
		50	28,000						
		75	72,000						
		13	1,200						
		20	1,800						
		25	3,600						
30	6,000								
40	13,000								
福祉料金	社会福祉世帯の減免	減免額は、契約口径の基本料金の相当額。ただし、口径25mm以上は口径20mmの基本料金相当額							11,058 (2.4%)
	社会福祉施設の減免	減免額は、口径13mmの基本料金を生活用の部屋数を乗じて得た額							31 (0%)

注) 調定件数: 平成24年度の年間件数

## 2-3. 標準料金の精査

### 2-3-1. 現行の体系

- 第6回審議会で選定された標準料金体系は、シミュレーション上の数値であるため、実際にお客様が料金体系として活用しやすい形となるように、数値の端数精査を行います。
- 現行の料金体系では、水道料金の計算利便性の観点から以下の特徴を有しています。
  - 基本料金:1,000円台(13mm~30mm)となる場合は十円単位、10,000円台(40mm~75mm)となる場合は百円単位、100,000円台(100mm~200mm)となる場合は千円単位で数値を切上げ
  - 従量料金:1円単位で数値を切上げ

### 2-3-2. 標準料金の精査

- 2-3-1. で示した現行の料金体系の料金数値上の特徴を基に、選定された料金体系案の端数精査を行った結果を表2-3に示します。
- 精査の過程で従量料金の単価が切上げとなったことから、使用水量が相対的に少ない小口径の基本料金の精査に際して十円単位で切下げを行いました。
- 表2-4に示すように、前提とした料金算定期間における料金収入の設定条件を満たしていることが分かります。
- 端数精査をした関係で、逓増度は2.10(第6回審議会)から2.07に減少しています。

表 2-3. 改定後の料金体系(端数精査後)

(税抜き)

基本料金(円/2ヶ月)		従量料金(円/m <sup>3</sup> )			
口径	料金	区分		13~25mm	30~200mm
13mm	2,800	1 m <sup>3</sup> から	20 m <sup>3</sup> まで	0.0	150.0
20mm	3,600	21 m <sup>3</sup> から	40 m <sup>3</sup> まで	150.0	150.0
25mm	6,000	41 m <sup>3</sup> から	80 m <sup>3</sup> まで	190.0	190.0
30mm	7,800	81 m <sup>3</sup> から	200 m <sup>3</sup> まで	230.0	230.0
40mm	17,000	201 m <sup>3</sup> 以上	1,000 m <sup>3</sup> まで	260.0	260.0
50mm	37,000	1,001 m <sup>3</sup> から	m <sup>3</sup> まで	310.0	310.0
75mm	94,000				
100mm	210,000				
150mm	530,000				
200mm	990,000				

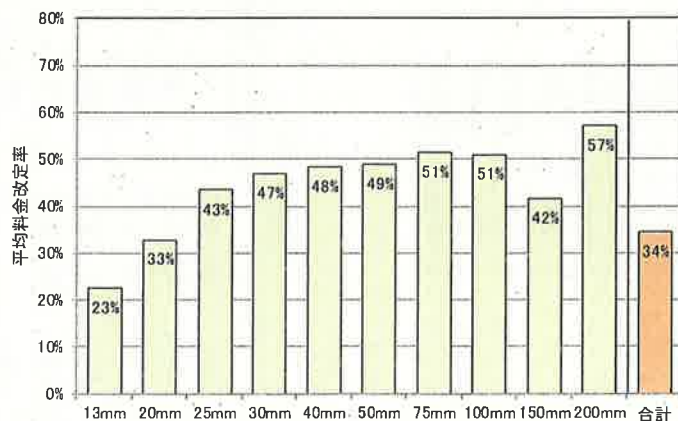


図 2-4. 口径別平均料金改定率

【現況】

基本料金(円/2ヶ月)	
口径	料金
13mm	2,200
20mm	2,800
25mm	4,600
30mm	6,000
40mm	13,000
50mm	28,000
75mm	72,000
100mm	160,000
150mm	400,000
200mm	760,000

30.5%  
値上げ



【改定後】第6回

基本料金(円/2ヶ月)	
口径	料金
13mm	2,870
20mm	3,650
25mm	6,000
30mm	7,830
40mm	16,960
50mm	36,530
75mm	93,930
100mm	208,730
150mm	521,820
200mm	991,450

端数  
精査



【改定後】第7回

基本料金(円/2ヶ月)	
口径	料金
13mm	2,800
20mm	3,600
25mm	6,000
30mm	7,800
40mm	17,000
50mm	37,000
75mm	94,000
100mm	210,000
150mm	530,000
200mm	990,000

区分	従量料金(円/m <sup>3</sup> )	
	13mm-25mm	30mm-200mm
1 m <sup>3</sup> から	0.0	110.0
21 m <sup>3</sup> から	110.0	110.0
41 m <sup>3</sup> から	130.0	130.0
81 m <sup>3</sup> から	150.0	150.0
201 m <sup>3</sup> から	170.0	170.0
1,001 m <sup>3</sup> から	200.0	200.0

区分	従量料金(円/m <sup>3</sup> )	
	13mm-25mm	30mm-200mm
1 m <sup>3</sup> から	0.0	148.0
21 m <sup>3</sup> から	148.0	148.0
41 m <sup>3</sup> から	187.0	187.0
81 m <sup>3</sup> から	225.0	225.0
201 m <sup>3</sup> から	264.0	264.0
1,001 m <sup>3</sup> から	311.0	311.0

端数  
精査



区分	従量料金(円/m <sup>3</sup> )	
	13mm-25mm	30mm-200mm
1 m <sup>3</sup> から	0.0	150.0
21 m <sup>3</sup> から	150.0	150.0
41 m <sup>3</sup> から	190.0	190.0
81 m <sup>3</sup> から	230.0	230.0
201 m <sup>3</sup> から	260.0	260.0
1,001 m <sup>3</sup> から	310.0	310.0

図 2-5. 精査過程①(料金体系)

表 2-4. 精査過程②(平均料金改定率)

【改定後】第6回

(税抜き)

口径	料金	従量料金(円/m <sup>3</sup> )		
		区分	13-25mm	30-200mm
13mm	2,870	1 m <sup>3</sup> から	20 m <sup>3</sup> まで	148.0
20mm	3,650	21 m <sup>3</sup> から	40 m <sup>3</sup> まで	148.0
25mm	6,000	41 m <sup>3</sup> から	80 m <sup>3</sup> まで	187.0
30mm	7,830	81 m <sup>3</sup> から	200 m <sup>3</sup> まで	225.0
40mm	16,960	201 m <sup>3</sup> 以上	1,000 m <sup>3</sup> まで	264.0
50mm	36,530	1,001 m <sup>3</sup> から		311.0
75mm	93,930			
100mm	208,730			
150mm	521,820			
200mm	991,450			

【改定後】第7回

(税抜き)

口径	料金	従量料金(円/m <sup>3</sup> )		
		区分	13-25mm	30-200mm
13mm	2,800	1 m <sup>3</sup> から	20 m <sup>3</sup> まで	150.0
20mm	3,600	21 m <sup>3</sup> から	40 m <sup>3</sup> まで	150.0
25mm	6,000	41 m <sup>3</sup> から	80 m <sup>3</sup> まで	190.0
30mm	7,800	81 m <sup>3</sup> から	200 m <sup>3</sup> まで	230.0
40mm	17,000	201 m <sup>3</sup> 以上	1,000 m <sup>3</sup> まで	260.0
50mm	37,000	1,001 m <sup>3</sup> から		310.0
75mm	94,000			
100mm	210,000			
150mm	530,000			
200mm	990,000			

口径	9年間の件数 (件)	基本料金 (千円)	従量料金 (千円)	料金合計 (千円)	平均料金 (円/2ヶ月)	平均料金改定率 (%)
13mm	1,068,564	3,066,779	1,282,134	4,348,913	4,070	24%
20mm	3,265,823	11,920,254	8,259,348	20,179,602	6,179	33%
25mm	84,162	504,972	1,345,660	1,850,632	21,989	43%
30mm	16,930	132,562	920,643	1,053,205	62,209	47%
40mm	18,313	310,588	2,132,985	2,443,573	133,434	49%
50mm	10,207	372,862	2,162,538	2,535,400	248,398	49%
75mm	3,496	328,379	2,685,803	3,014,182	862,180	52%
100mm	1,404	293,057	2,645,615	2,938,672	2,093,072	51%
150mm	810	422,674	2,604,636	3,027,310	3,737,420	42%
200mm	216	214,153	2,402,557	2,616,710	12,114,399	58%
合計	4,469,925	17,566,280	26,441,919	44,008,199	9,845	35%

注) 平均料金改定率: 口径別平均料金を対象にした現行料金からの改定率

口径	9年間の件数 (件)	基本料金 (千円)	従量料金 (千円)	料金合計 (千円)	平均料金 (円/2ヶ月)	平均料金改定率 (%)
13mm	1,068,564	2,991,979	1,300,981	4,292,961	4,018	23%
20mm	3,265,823	11,756,963	8,376,017	20,132,980	6,165	33%
25mm	84,162	504,972	1,352,412	1,857,384	22,069	43%
30mm	16,930	132,054	919,955	1,052,009	62,139	47%
40mm	18,313	311,321	2,124,955	2,436,276	133,035	48%
50mm	10,207	377,659	2,152,675	2,530,334	247,902	49%
75mm	3,496	328,624	2,673,865	3,002,489	858,836	51%
100mm	1,404	294,840	2,635,060	2,929,900	2,086,824	51%
150mm	810	429,300	2,595,138	3,024,438	3,733,874	42%
200mm	216	213,840	2,394,545	2,608,385	12,075,858	57%
合計	4,469,925	17,341,552	26,525,605	43,867,157	9,814	34%

注) 平均料金改定率: 口径別平均料金を対象にした現行料金からの改定率

## 2-4. 特殊料金の設定

### 2-4-1. 現行の体系

- ・ 特殊料金体系の金額を改定前の標準料金と比較して、概況を表 2-5に整理しました。
- ・ 基本料金は標準料金を基本とした金額となっていますが、従量料金は 5 円単位で標準料金の各段階と一定の関係を有しています。

表 2-5. 特殊料金体系の概況(改定前標準料金との比較)

体系	基本料金	従量料金
①臨時用	なし	標準料金第 5 段階の 2.25 倍 (450 円/m <sup>3</sup> ÷200 円/m <sup>3</sup> )
②生活専用集合住宅	標準料金と同	標準料金第 1 段階～第 2 段階の間
③共同住宅の共用栓	13mm・20mm・25mm は標準料金マイナス 1,000 円、30mm 以上は標準料金と同	標準料金第 1 段階の半額程度

### 2-4-2. 改定後の料金体系の設定

#### 1) 改定方針

- ・ 現行の体系を維持するものとし、改定後(端数精査後)の標準料金と整合を図る形で改定後の料金を設定します。
- ・ 将来の使用件数、使用水量は平成 24 年度実績で一定とし、今後特殊料金の設定料金 1,405,701 千円(税抜き)を満足する体系を作成します。

#### 2) 料金体系

- ・ 設定した結果を図 2-6に示します。
- ・ 1)で示したように、標準料金と整合を図る体系とすることを考慮し、それぞれの種別の体系毎に必要な金額を満たすように、料金体系を設定しました。
- ・ ①臨時用については、基本料金なしの体系であること、前頁の表 2-4に示した口径別の平均料金改定率のうち最も高い改定率である 57%(200mmの改定率)を採用して 700 円/m<sup>3</sup>と算定しました(450 円/m<sup>3</sup>×151%=707 円/m<sup>3</sup>≒700 円/m<sup>3</sup>)。
- ・ ③共同住宅の共用栓は、標準料金からマイナス 1,000 円という特殊な設定であるため、必要な金額を満たすように基本料金を設定(標準料金からマイナス 1,100 円)しました。

【現況】				
区分	種別	基本料金		従量料金(使用水量1m <sup>3</sup> につき)
		口径(mm)	金額(円)	
臨時用  特殊 料金	生活専用集合住宅	なし		使用水量1m <sup>3</sup> につき450円
		13	2,200	使用水量1m <sup>3</sup> につき115円
		20	2,800	
		25	4,600	
		30	6,000	
		40	13,000	
	75	72,000		
	共同住宅の共用栓	なし		使用水量1m <sup>3</sup> につき50円
		13	1,200	
		20	1,800	
		25	3,600	
		30	6,000	
40		13,000		



【改定後】第7回				
区分	種別	基本料金		従量料金(使用水量1m <sup>3</sup> につき)
		口径(mm)	金額(円)	
臨時用  特殊 料金	生活専用集合住宅	なし		使用水量1m <sup>3</sup> につき700円
		13	2,800	使用水量1m <sup>3</sup> につき160円
		20	3,600	
		25	6,000	
		30	7,800	
		40	17,000	
	75	94,000		
	共同住宅の共用栓	なし		使用水量1m <sup>3</sup> につき70円
		13	1,700	
		20	2,500	
		25	4,800	
		30	7,800	
40		17,000		

図 2-6. 精査過程③(特殊料金)

表 2-6. 水道料金表 (改定案) 使用期間2ヶ月当り(税抜き)

区分	種別	基本料金		従量料金(使用水量1m <sup>3</sup> につき)				
		口径(mm)	金額(円)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
標準料金	水道料金	13	2,800 (2,200)	21~40m <sup>3</sup> 150円 (110円)	41~80m <sup>3</sup> 190円 (130円)	81~200m <sup>3</sup> 230円 (150円)	201~1,000m <sup>3</sup> 260円 (170円)	1,001m <sup>3</sup> ~ 310円 (200円)
		20	3,600 (2,800)					
		25	6,000 (4,600)					
		30	7,800 (6,000)					
		40	17,000 (13,000)					
		50	37,000 (28,000)					
		75	94,000 (72,000)					
		100	210,000 (160,000)					
		150	530,000 (400,000)					
		200	990,000 (760,000)					
		臨時用						
特殊料金	生活専用集合住宅	13	2,800 (2,200)	使用水量1m <sup>3</sup> につき160円(115円)				
		20	3,600 (2,800)					
		25	6,000 (4,600)					
		30	7,800 (6,000)					
		40	17,000 (13,000)					
		50	37,000 (28,000)					
		75	94,000 (72,000)					
		13	1,700 (1,200)	使用水量1m <sup>3</sup> につき70円(50円)				
		20	2,500 (1,800)					
		25	4,800 (3,600)					
		30	7,800 (6,000)					
40	17,000 (13,000)							
福祉料金	社会福祉世帯の減免	減免額は、契約口径の基本料金相当額。ただし、口径25mm以上は口径20mmの基本料金相当額						
	社会福祉施設の減免	減免額は、口径13mmの基本料金に生活用の部屋数を乗じて得た額						

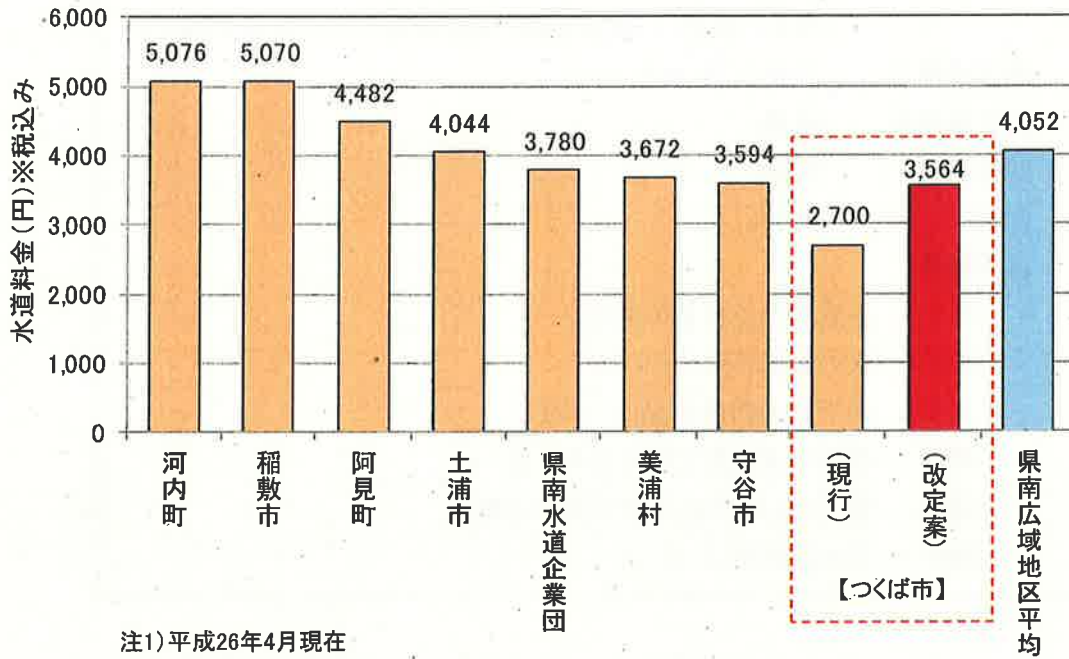
注1) 赤字: 改定案 / (黒字): 現行料金体系

注2) 額定件数: 平成24年度の年間件数



(参考)料金改定による家庭の水道料金への影響例

つくば市において表 2-6に示す料金体系への改定を実施した場合の家庭の水道料金について、現行料金と改定後の料金を比較して影響を試算しました。また、茨城県南地域の水道料金との比較結果を図 2-7に示します。図に示す通り、改定後であっても茨城県南地域の中では料金が最も安い結果となりました。



注1)平成26年4月現在

注2)量水器の口径が20mmの一般家庭で、1ヶ月に20m<sup>3</sup>の水を使用した場合

図 2-7. 県南地域の水道料金の比較

### 3. 大口需要者へのアンケート調査結果

大口需要者の水使用状況の実態の把握に資することを目的として、以下の概要で「水の使用状況に関する調査」を実施しましたので、その結果を図 3-1～図 3-3、表 3-1に示します。

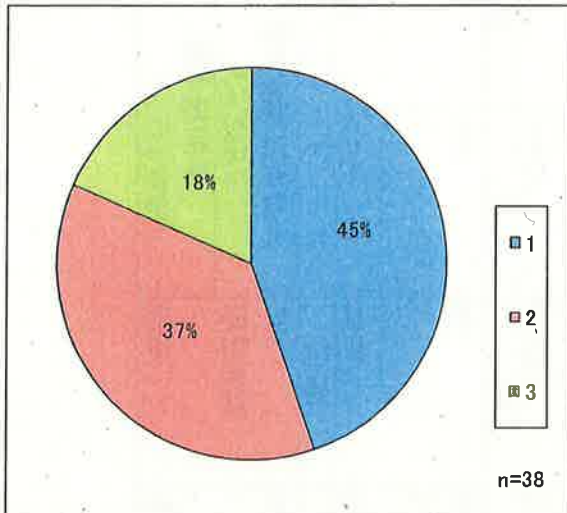
調査対象	つくば市内の大口需要者 (独立行政法人・総合病院・民間企業及び民間研究機関)
調査依頼日	平成 27 年 5 月 18 日
調査発送数	48 通
回答結果	39 通
回収率	81.3%
質問概要	
問1	上水道の使用量の変化
問2	水の使用状況について
問3	地下水の利用状況について
問4	今後の水使用に対する考え方
問5	地下水(井戸水)等を使用する理由
問6	上水道料金について

#### 【調査結果の概要】

- ・ **調査対象の 37%が上水道の使用水量が減少した**と回答しており、平成 14 年度以降の使用水量の推移(図 3-4)と比較しても、大口需要者の使用水量が減少傾向となっていることが顕著です。さらに、今後の上水道の使用見込みをみると、**使用水量を減らしたいという考えが 60%である**状況を把握しています。
- ・ 地下水の利用状況としては、事業開始から使用している需要者がいる一方で、**近年になって使用を開始している需要者**も確認できます。
- ・ **上水道料金に対しては 36%から高い**と回答がありました。
- ・ つくば市では、給水原価に占める受水費の割合が約 46%(平成 24 年度)と大半を占めることから、茨城県に対して料金値下げの要望を継続して実施(受水8団体の共同実施)しています。さらに、平成 27 年 4 月 13 日には、**つくば市単独で茨城県に対して受水料金の値下げの要望**を行いました(図 3-5参照)。

問1 貴事業所の上水道の使用量は、以前と比べてどうですか。

1	変わらない	17
2	減少した	14
3	増加した	7



問2 貴事業所の水の使用状況について、お尋ねします。

1	上水道のみ使用	19
2	上水道と地下水(井戸水)を併用	10
3	上水道と地下水(井戸水)、中水道(雨水、回収水)を併用	6
4	地下水のみ使用	3

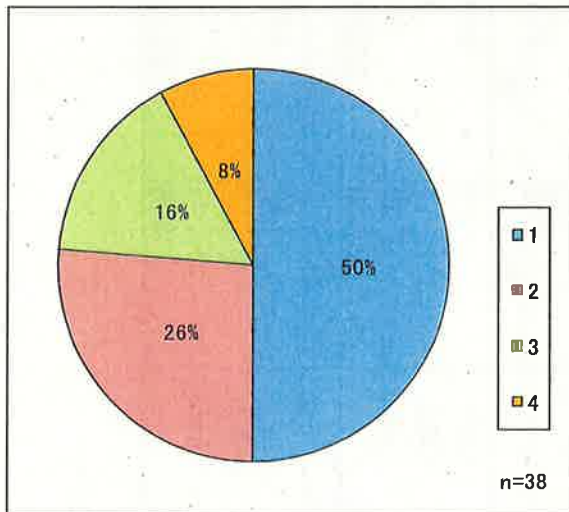


図 3-1. 調査結果①

表 3-1-1. 調査結果②

問3 地下水(井戸)の使用状況について、お尋ねします。

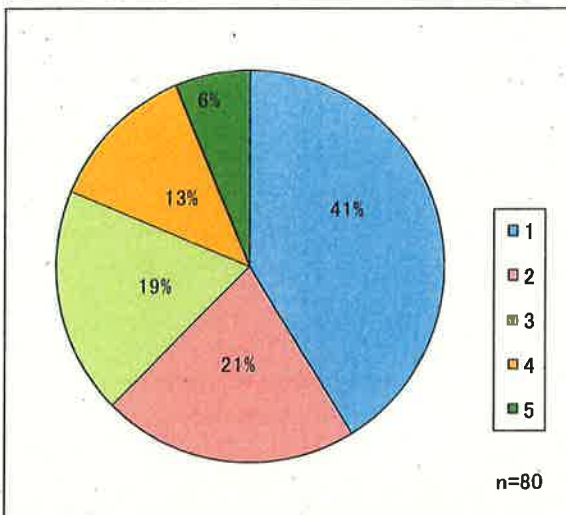
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一日当たりの揚水量</li> <li>・井戸の本数</li> <li>・揚水管の口径</li> <li>・地下水の供用開始時期</li> </ul>
--

事業所番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
一日当たりの揚水量 (m <sup>3</sup> )	110	350	4	0.1	不明	10	150
井戸の本数 (本)	1	2	1	1	1	1	2
揚水管の口径 (mm)	100	300	100	25	40	100	100
地下水の供用開始時期	S54.4	S46.4	S60.4	H8.8	H11.10	S49.4	S49.4
事業所番号	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
一日当たりの揚水量 (m <sup>3</sup> )	230	896	不明	41	1,600	不明	248
井戸の本数 (本)	1	1	2	4	5	1	1
揚水管の口径 (mm)	65	150	不明	125・150	40・125・150	100	不明
地下水の供用開始時期	不明	S51	S38.11	S52.10	S52.10	H24.4	H20.4
事業所番号	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
一日当たりの揚水量 (m <sup>3</sup> )	1.3	200	24	300	38	350	200
井戸の本数 (本)	1	4	1	2	1	1	1
揚水管の口径 (mm)	80	80	50	-	-	-	-
地下水の供用開始時期	S52.10	S50頃	S55.12	H24.10	不明	H26.2	H24.12
事業所番号	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖		
一日当たりの揚水量 (m <sup>3</sup> )	60	320	180	300	230	一日当たり揚水量 計	
井戸の本数 (本)	3	3	1	1	㉗を借用	5,842 m <sup>3</sup>	
揚水管の口径 (mm)	-	-	-	-	-	年間揚水量	
地下水の供用開始時期	S48	S52.10	H25.4	不明	不明	約213万 m <sup>3</sup>	

### 地下水の用途

※複数回答

1	雑用水(トイレ等)	33
2	散水用	17
3	研究用	15
4	飲料水	10
5	その他	5



### 問4 貴事業所では、今後の水使用がどのようになるとお考えでしょうか。

※複数回答

1	上水道の使用量を減らしていきたい	26
2	現状維持	5
3	中水道(雨水、回収水)を活用していきたい	4
4	上水道の使用量を増やしていきたい	3
5	その他	5

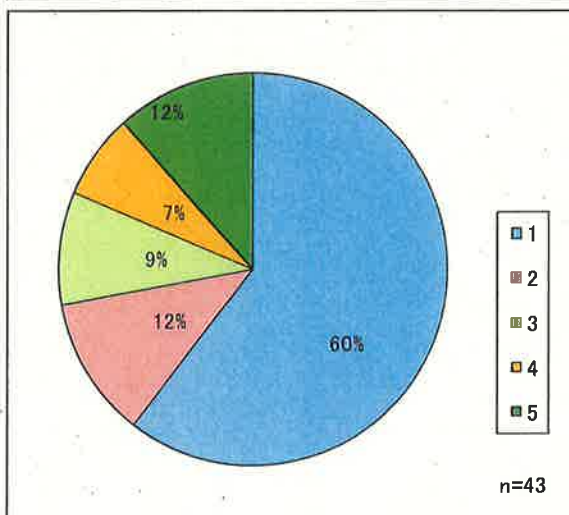
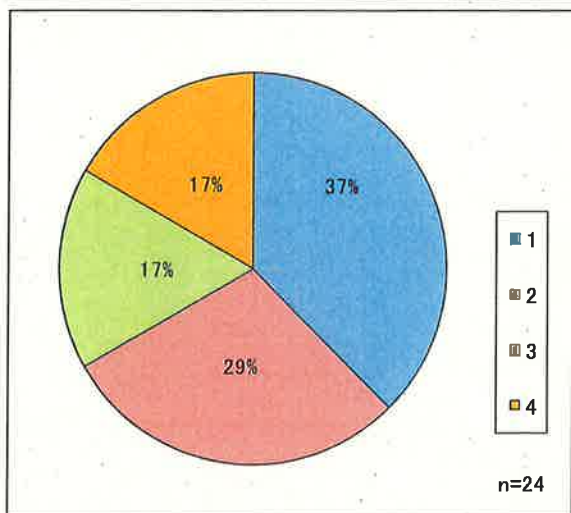


図 3-2. 調査結果③

問5 地下水(井戸水)等を使用する理由について、お尋ねします。  
 ※地下水利用者のみ回答

1	地下水の資源を有効に活用	9
2	上水道の使用量を減らして水道料金を軽減	7
3	災害等で上水道が断水しても安定給水する	4
4	その他	4



問6 上水道料金について、どのように感じていますか。  
 ※複数回答

1	水道料金は高い	15
2	水道料金は普通である	13
3	水道料金は地下水(井戸水)と比べてコストが高い	7
4	その他	7

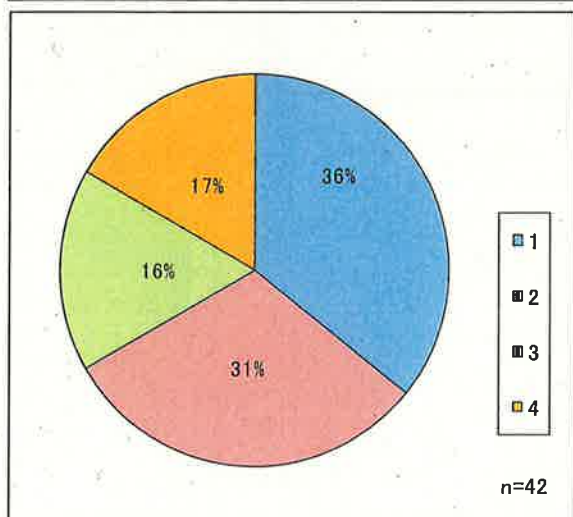


図 3-3. 調査結果④

表 3-2. 水量推移

年度	県受水量 (m <sup>3</sup> /年)	平成14年度比 (%)	使用水量 (m <sup>3</sup> /年)	平成14年度比 (%)	独立行政法人等 (m <sup>3</sup> /年)	平成14年度比 (%)	民間了パパート 一般家庭 (m <sup>3</sup> /年)	平成14年度比 (%)	給水人口 (人)	平成14年度比 (%)
平成14年度	21,663,000	100.0%	19,878,499	100.0%	5,063,579	100.0%	8,698,977	100.0%	126,528	100.0%
15	20,868,800	96.3%	19,715,506	99.2%	4,940,404	97.6%	8,818,428	101.4%	131,318	103.8%
16	21,136,550	97.6%	19,993,388	100.6%	4,693,287	92.7%	9,187,429	105.6%	135,272	106.9%
17	21,191,170	97.8%	20,498,691	103.1%	4,727,042	93.4%	9,466,172	108.8%	138,707	109.6%
18	21,775,660	100.5%	20,437,095	102.8%	4,390,730	86.7%	9,749,948	112.1%	144,407	114.1%
19	22,098,320	102.0%	20,537,735	103.3%	4,166,553	82.3%	10,143,960	116.6%	151,646	119.9%
20	21,603,510	99.7%	20,207,370	101.7%	3,700,232	73.1%	10,406,217	119.6%	156,806	123.9%
21	21,780,380	100.5%	20,171,220	101.5%	3,516,270	69.4%	10,798,209	124.1%	162,136	128.1%
22	22,262,490	102.8%	20,760,601	104.4%	3,458,044	68.3%	11,242,077	129.2%	168,303	133.0%
23	21,720,890	100.3%	20,056,108	100.9%	3,044,634	60.1%	11,249,510	129.3%	173,678	137.3%
24	21,791,540	100.6%	20,412,184	102.7%	2,925,179	57.8%	11,675,080	134.2%	177,460	140.3%
25	21,856,670	100.9%	20,377,132	102.5%	2,625,411	51.8%	12,098,669	139.1%	182,429	144.2%
26	21,690,190	100.1%	20,203,249	101.6%	2,507,097	49.5%	12,362,917	142.1%	187,218	148.0%

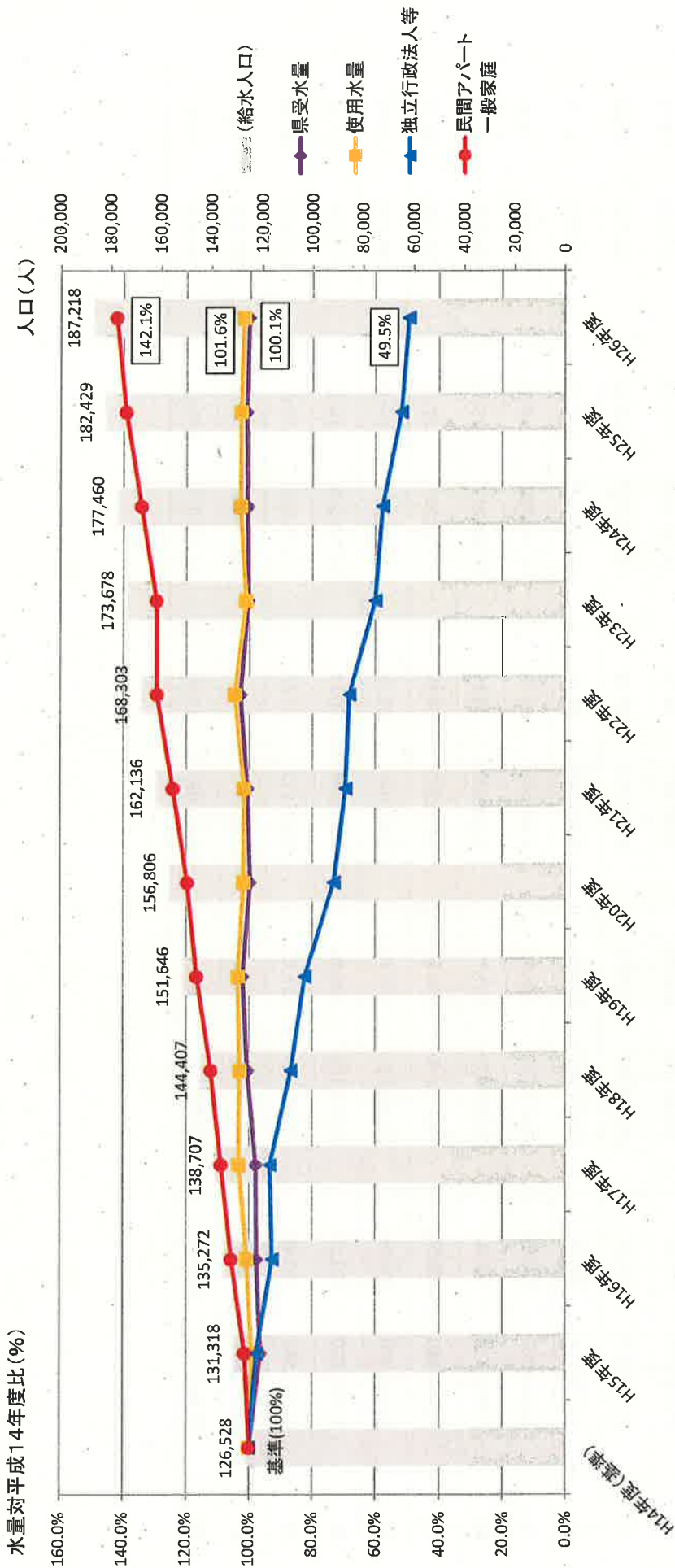


图 3-4. 水量推移(H14比)



# 県に水道料金値下げ要望

## つくば市単独では初めて

県南広域水道を受水する8団体のうち、つくば市の市原健一市長は13日、水道を供給する県企業局の中島敏之局長に対し、市単独で水道料金の値下げ要望を行った。値下げ要望はこれまでに2010年から昨年までの4回にわたり8団体で行っているが、市単独で要望するのは今回が初めて。

県南広域水道は12年度の給水量が年間7925万3000トで給水人口が約74万6900人。1立方メートルあたり

の供給単価が99・88円で給水単価が84円で、15・88円の利益。08年度決算から12年度決算に水道料金を1立方メートルあたり38円から45円へ

7円の値上げ改定を行った。要望で市原市長は「水道料金は必要な経常経費を見込んだ給水原価に照らして公正妥当でなければならぬ。しかし、企業局に支払う水道料金は給水原価の費用構成に占める割合が最も高いた

め、水道事業の経営に大きな影響を及ぼしている」と指摘した。その上で、「04年の県報によると、『値上げをしなくとも赤字決算だった。結果として利用者に余分な負担をかけることになった』との県包括外部監査人の指摘に対し、どのような受け止めていくか」とたじた。

さらに08年度から赤字決算が続いていることから、水道料金を見直す考えがあるかどうか対応を求めた。しかし、中島局長からは明

常陽新聞(2015年4月15日)

日本経済新聞(2015年4月14日)

### 水道料の値下げ

#### つくば市が要望

茨城県つくば市の13日、水道用水を供給する県の企業局に対し水道料金の値下げを求める要望書を提出した。つくば市を含む県南の7市町村な

にわたって同様の要望書を提出してきたが、値下げは実現していない。5回目となる今回は初めて市原健一つくば市長が単独で県企業局を訪れた。つくば市などが求めているのは、給水を受けるため市町村が県に支払う「受水費」の値下げ。水道料金のなかで大きな割合を占めるこの受水費の負担を軽減できれば、水道料金そのものを値下げすることができる。

つくば市はなど水道料金を値下げできれば企業誘致が有利になるとみている。ただ、要望を受けた県では「今後、(水道事業の維持に必要な)設備投資などの負担を考えると、(値下げは)難しい」としている。

図 3-5. 新聞記事の掲載(県への水道料金値下げ要望)

